

第 1 2 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

- 1 名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。
- 2 実施機関が、名古屋都市計画基本図を特定し、行政文書に該当しないことを理由として行った却下決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年 6月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求を行った。
 - (1) 水害発生時の新池の流域面積、容量、排水量に関する資料等一式（以下「本件公開請求①」という。）
 - (2) 水害発生時の新池の溢水に関する資料等一式（以下「本件公開請求②」という。）
 - (3) 水害発生時の天白川水門排水量の水害発生時以前と水害発生時の変化が判明する資料（以下「本件公開請求③」という。）
 - (4) 水害発生時の天白川水面の標高（以下「本件公開請求④」という。）
 - (5) 水害発生時の水害被災地の土地の標高（以下「本件公開請求⑤」という。）
 - (6) 水害発生時の地蔵川流域の内水溢水量（以下「本件公開請求⑥」という。）
 - (7) 水害発生時の新池から天白川水門間の流量等排水関係資料一式（下流施設流下能力検討書、排水計算書等）（以下「本件公開請求⑦」という。）
- 2 同月24日、実施機関は、本件公開請求①及び本件公開請求⑦に対して、総合排水計画見直しに伴う調査設計委託（その 7）地蔵川（新池）水理計算書を特定し、公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- 3 同日、実施機関は、本件公開請求②から本件公開請求④まで及び本件公開請求⑥に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 4 同日、実施機関は、本件公開請求⑤に対して、名古屋都市計画基本図を特定し、行政文書に該当しないことを理由として、却下決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 5 同年 7 月 2 日、異議申立人は、本件処分①及び本件処分②を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 6 なお、本件処分②について、条例第18条第 2項により当審査会への諮問は必要ではないが、異議申立人が本件公開請求⑤について、名古屋都市計画基本図以外に対象文書が存在すると主張しており、文書の特定が誤っていると主張していると解されるため、実施機関から条例第18条第 2項に基づく場合に準じて諮問があった。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分①及び本件処分②を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 新池及び地蔵川流域の内水溢水被害量と降雨時の関係資料一式並びに天白川流下能力及び流下容量と、東海豪雨時における地蔵川流域流下能力と流下容量に係る関係資料一式の資料の存在なしにはハザードマップ等の作成は不可能である。
- (2) 地蔵川排水扉が一定の降雨により天白川水位が上昇して逆流防止の為閉じる関係及び地蔵川の流下能力関係全ての数値のデータ類一式書面は当然名古屋市は把握しているはずである。

- (3) 名古屋市が販売する名古屋都市計画基本図面では溢水災害地と天白川、川低地等の標高数値の記載はなく、異議申立人の請求する書面に該当しない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 東海豪雨は、本市の治水施設整備の基準をはるかに上回る豪雨であり、堤防で囲まれた市街地内で浸水が発生したり、堤防から水が越えたりというようなことが発生した。しかし、職員が天白区内の新池や地蔵川から溢れ出る状況を観察したりその水量を計測するような時間的余裕はなく、また、市民からの目撃情報もなかった。従って、溢水について、観測した記録やそれに類する文書は存在しない。また、東海豪雨時の地蔵川流下容量については豪雨時のことであり観測していない。
- 2 流域面積1.4km²の地蔵川と流域面積101.8km²の天白川では洪水のピークが到達する時間に大きな差があり、天白川のピークが発生する時刻には地蔵川のピークは過ぎていると考えるのが一般的であって、天白川の水位と門扉の開閉の関係についての解析は行っていない。
- 3 洪水・内水ハザードマップは、氾濫を想定し解析した結果、洪水や内水氾濫が起こった場合に想定される浸水の深さの結果を記載したもので、実際東海豪雨で起こった内水による溢水被害のデータや天白川の堤防決壊データを使用していない。従って河川の水位や溢水量等のデータは入手していない。
- 4 現在、天白川と地蔵川との合流点の部分からおよそ 250m 下流に愛知県が管理する天白島田水位観測所という所で水位の記録を行っているが、この水位観測所が設置されたのは平成18年 1月であり、東海豪雨は平成12年 9月11日に発生しているので、天白川の水位がどの程度上昇したかについては不明である。
- 5 天白川水面の標高については、天白川が愛知県知事が管理する河川であるため、天白川水面の標高に関する文書は本市が作成、取得していない。
- 6 名古屋都市計画基本図には等高線や道路等の標高値が記載されている。名古屋都市計画基本図は、不特定多数の者に対して販売をする事を目的に発行

しており住宅都市局都市計画部都市計画課で販売しているため、却下した。

第 5 審査会の判断

1 争点

(1) 本件公開請求②から本件公開請求④まで及び本件公開請求⑥の対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

(2) 本件公開請求⑤の対象となる行政文書が名古屋都市計画基本図以外に存在するか否かが争点となっている。

2 本件公開請求②、本件公開請求③及び本件公開請求⑥の対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、水害発生時の新池の溢水に関する資料等一式、水害発生時の天白川水門排水量の水害発生時以前と水害発生時の変化が判明する資料及び水害発生時の地蔵川流域の内水溢水量がわかる文書である。

(2) 東海豪雨時に実施機関の職員が溢水について観測し、記録した文書は、降雨中に調査する時間的な余裕がなかったことから存在しないと認められる。

また、地蔵川のゲートについても、天白川と地蔵川の水位差による水圧によって自動的に開閉するものであって、ゲートを通過した水量などの情報を自動で取得する設備もないことから、東海豪雨時の地蔵川のゲートにおける溢水についての記録は存在しないと認められる。

(3) また、洪水・内水ハザードマップは、実際に東海豪雨で溢水によって生じた被害のデータや天白川の堤防から溢水したことによるデータを使用して作成したものではなく、雨が名古屋市内に均一に降った場合を想定し、シュミレーションを行って作成したものである。

(4) したがって、本件公開請求②、本件公開請求③及び本件公開請求⑥の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

3 本件公開請求④の対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、水害発生時の天白川水面の標高

がわかる文書である。

(2) 天白川は愛知県知事が管理する河川であるため、天白川水面の標高に関する文書は実施機関が作成していないと認められる。また、実施機関は、天白川水面の標高に関する文書を愛知県から取得していない。

(3) したがって、本件公開請求④の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

4 本件公開請求⑤の対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、水害発生時の水害被災地の土地の標高がわかる文書である。

(2) 市内の土地の標高については、名古屋都市計画基本図に表記されている。当該基本図には、水害被災地を示す表示はないものの、水害被災地である土地の標高が表記されていることから、当該基本図は、本件公開請求⑤の対象となると考えられる。

しかし、条例第 2 条第 2 号アは、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを行政文書から除くとしているところ、名古屋都市計画基本図は、住宅都市局都市計画部都市計画課において不特定多数のものに販売されていることから、行政文書公開請求の対象とはならない。

(3) また、実施機関は、名古屋都市計画基本図以外に市内の土地の標高がわかる文書は作成していない。

(4) したがって、本件公開請求⑤の対象となる文書としては、名古屋都市計画基本図が該当するものの、これは行政文書公開請求の対象外の文書であると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 7月15日	諮問書の受理

7月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月20日	実施機関の弁明意見書を受理
8月23日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成23年 2月18日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
3月 1日 (第123回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
5月11日 (第125回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議
10月12日 (第130回審査会)	調査審議
2月24日	答申